



長野県報

3月31日(火)
平成27年
(2015年)
号外

目次

規 則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の第32の項に規定する鳥獣及び鳥獣の捕獲等を定める規則の一部を改正する規則(市町村課)	2
長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例施行規則(こども・家庭課)	2
長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例の一部の施行期日を定める規則(こども・家庭課)	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(介護支援課)	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則附則第2項第2号及び第5項第2号の規定によりなお効力を有するものとされた同規則第2条による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(介護支援課)	17
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障がい者支援課)	17
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(障がい者支援課)	18
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(資源循環推進課)	18
通訳案内士法に基づき提出する書類の経路に関する規則の一部を改正する規則(観光誘客課国際観光推進室)	19
長野県都市公園規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課)	19

告 示

昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会)	19
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)	20

公 告

総合評価一般競争入札(情報政策課)	21
-------------------------	----

訓 令

長野県交通安全運動推進本部設置規程の一部改正(県民協働課)	22
-------------------------------------	----



知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の第32の項に規定する鳥獣及び鳥獣の捕獲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第21号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の第32の項に規定する鳥獣及び鳥獣の捕獲等を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の第32の項に規定する鳥獣及び鳥獣の捕獲等を定める規則（平成19年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則

第2条を削る。

第1条に見出しとして「(条例別表の32の項の規則で定める鳥獣等)」を付し、同条中「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号。以下「条例」という。）別表の第32の項」を「条例別表の32の項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例別表の32の項の規則で定める鳥獣の捕獲等は、ツキノワグマによる人の生命又は身体に対する危害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合であって、緊急を要すると認められるとき（人が自ら山林に立ち入った場合を除く。）の当該ツキノワグマの捕獲等とする。

第1条を第3条とし、同条の前に次の2条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例第2条の規定により市町村が処理する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表の1の3の項の規則で定める場合）

第2条 条例別表の1の3の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 一般旅券の発給又は査証欄の増補の申請をしようとする者がその親族等の疾病、事故、天災等による死亡、危篤、入院その他の人道上の理由により緊急に渡航する必要があると知事が認める場合

(2) 一般旅券の発給、渡航先の追加又は査証欄の増補の申請をしようとする者が業務上の理由等により早急に渡航する必要がある場合において、当該者が住所を有する条例別表の1の3の項の右欄に掲げる市（以下この条において「住所を有する市」という。）の長を経由して当該申請をすれば、渡航しようとする日の前に当該一般旅券の発給、渡航先の追加又は査証欄の増補を受けることが困難であると知事が認めるとき

(3) 一般旅券の発給、渡航先の追加若しくは査証欄の増補の申請、紛失若しくは消失の届出又は返納（以下この号及び次号において「一般旅券の発給の申請等」という。）をしようとする者が

住所を有する市の区域を管轄する地方事務所の管轄区域外に住所を有する場合において、知事を経由して当該一般旅券の発給の申請等を行うことが、当該者の利便を考慮して適当と知事が認めるとき

(4) 前3号に掲げる場合のほか、住所を有する市の長を経由して一般旅券の発給の申請等を行うことが著しく困難であると知事が認める場合

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

市町村課

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例施行規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第22号

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号。以下この条及び次条において「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議しない場合）

第2条 条例第18条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第28条第1項第1号及び第2号ただし書の規定により家庭裁判所等の承認を得て採った同法第27条第1項第3号に規定する措置（同法第28条第2項ただし書の規定により家庭裁判所等の承認を得て期間を更新した場合の当該措置を含む。）に関する場合又は当該承認を求め現に家事審判の手続きが行われている場合

(2) 判決等により確定した権利関係に係る事案に関する場合又は判決等を求め現に事案が裁判所に係属している場合

(3) 条例に基づく長野県子ども支援委員会（以下「委員会」という。）の行為に関する場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、調査審議することが適当でないと委員会が認める場合

（会長）

第3条 委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（特別委員）

第4条 特別委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

2 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関する特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

こども・家庭課

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布します。

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第24号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第17条の2-第18条」に改める。

第3条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第5条第1項)を「法第115条の45第1項第1号のイに規定する第一号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る法第115条の45の3第1項)に、「指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。」を「指定事業者(以下「指定事業者」という。)に、「指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下この条及び次条において同じ。)の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防訪問介護」を「当該第一号訪問事業」に改め、同条第3項中「前項」を「前項及び第5項」に改め、同条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第2項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第23号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。)第3条第1項から第4項までに定める」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所の常勤の訪問介護員等のうちから選任しなければならないサービス提供責任者の員数は、1(利用者の数が50を超える場合は、1に、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上とすることができる。この場合において、利用者の数が50を超える指定訪問介護事業所において、常勤換算方法によることができる。

第4条の見出し中「指定介護予防訪問介護の事業」を「第一号訪問事業」に改め、同条中「指定介護予防訪問介護事業者」を「前条第2項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第7条に定める」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する」に改める。

第10条第3項中「基準該当介護予防訪問介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第41条第2項)を「法第115条の45第1項第1号のイに規定する第一号訪問事業(旧法第8条の2第2項)に、「基準該当介護予防訪問介護事業者をいう。次条において同じ。)が基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護)を「介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス(法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス)に、「次条において同じ。)の事業」を「以下同じ。)に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者が当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準規則第10条第1項及び第2項に定める」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する」に改める。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第23号

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例の一部

の施行期日を定める規則

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(平成26年長野県条例第32号)第10条第1項(総合窓口の設置に係る部分に限る。)及び第3章並びに附則第2項の規定の施行期日は、平成27年4月1日とする。

こども・家庭課

第11条の見出し中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第一号訪問事業」に改め、同条中「基準該当介護予防訪問介護事業者が基準該当介護予防訪問介護の事業」を「前条第3項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者が当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第7条に定める」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防サービス等基準条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第23号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。）第14条第1項に定める基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、条例第45条第3項及び前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

第14条の次に次の1条を加える。

（指定介護予防訪問入浴介護の事業と一体的に運営する場合の設備等の基準）

第14条の2 指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防サービス等基準条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第45条の3に定める基準を満たすことをもって、条例第52条において準用する条例第7条に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

第17条中「第3条第5項、第4条から第6条まで」を「第5条、第6条」に改め、同条後段を削る。

第3章第2節中第18条の前に次の2条を加える。

（従業者）

第17条の2 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第53条第2項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護事業者をいう。次条において同じ。）が基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第53条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。次条において同じ。）の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準規則第14条第1項に定める基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、第14条第1項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と一体的に運営する場合の設備等の基準）

第17条の3 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者が基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第45条の3に定める基準を満たすことをもって、条例第52条において準用する条例第7条に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

第18条第1項を削り、同条第2項中「前項に」を「前2条に」に、「前節（）」を「前節（第14条第2項、第14条の2及び）」に改め、「及び前条（第3条第5項及び第4条を準用する部分に限る。）」を削り、「前条中」を「第17条中」に改め、「と、読み替える」とあるのは「、第8条中「法定代理受領サービスに該当しない」とあるのは「第16条第2項の」と読み替える」を削り、同項を同条とする。

第19条第2項第2号中「第171条第1項」を「第171条第10項」に、「指定複合型サービス（）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改める。

第22条を次のように改める。

（準用）

第22条 第5条、第6条、第8条、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指定訪問看護の事業及び指定訪問看護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第56条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第55条に規定する指定介護予防訪問看護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第56条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第19条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第56条第3項及びこの規則第19条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第56条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第55条に規定する指定介護予防訪問看護」と、「第45条の3」とあり、及び「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第58条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

第25条を次のように改める。

（準用）

第25条 第5条、第6条、第8条、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション」と、「第45条第3項及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行

規則(平成25年長野県規則第23号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。)第14条第1項とあるのは「第66条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第68条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション」と、「第45条の3」とあるのは「第67条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。

第29条を次のように改める。

(準用)

第29条 第5条、第6条、第8条、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指定居宅療養管理指導の事業及び指定居宅療養管理指導事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導」と、「ついで、指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「ついで、」と、「第14条第1項」とあり、及び「条例第45条第3項及び前項」とあるのは「第26条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導」と、「第45条の3」とあるのは「第75条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第78条」と読み替えるものとする。

第30条第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項)を「法第115条の45第1項第1号のロに規定する第一号通所事業(旧法第8条の2第7項)に、「指定介護予防通所介護事業者をいう。))」を「介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。))に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第81条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下この号において同じ。))の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第一号通所事業の」に改める。

第34条を次のように改める。

(準用)

第34条 第3条第6項、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定通所介護の事業及び指定通所介護事業者について準用する。この場合において、第3条第6項中「第2項に規定する第一号訪問事業」とあるのは「第30条第1項第3号に規定する第一号通所事業」と、「当該第一号訪問事業」とあるのは「当該第一号通所事業」と、「前各項」とあるのは「条例第85条第3項及び第4項並びにこの規則第30条」と、第4条中「前条第2項に規定する第一号訪問事業」とあるのは「第30条第1項第3号に規定する第一号通所事業」と、「当該第一号訪問事業」とあるのは「当該第一号通所事業」と、「第7条」とあるのは「第86条及びこの規則第31条」と読み替えるものとする。

第39条第2項中「及び第33条」を「、第33条及び第34条(第3条第6項及び第4条の規定を準用する部分に限る。))」に改める。

第40条第1項を次のように改める。

第10条第3項及び第11条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第3項中「法第115条の45第1項第1号のイに規定する第一号訪問事業(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護」とあるのは「法第115条の45第1項第1号のロに規定する第一号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」と、「当該第一号訪問事業」とあるのは「当該第一号通所事業」と、「前2項」とあるのは「条例第85条第3項及びこの規則第30条」と、第11条中「前条第3項に規定する第一号訪問事業」とあるのは「第30条第1項第3号に規定する第一号通所事業」と、「当該第一号訪問事業」とあるのは「当該第一号通所事業」と、「条例第7条」とあるのは「条例第115条の規定により読み替えて適用される条例第86条及びこの規則第31条」と読み替えるものとする。

第40条第2項中「第3条第5項」を「第3条第6項」に、「指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者)を「介護予防通所介護」に、「基準該当介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第95条第2項に規定する基準該当介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第81条に規定する指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護(同条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護)を「介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービス」に改める。

第44条を次のように改める。

(準用)

第44条 第5条、第6条、第8条、第14条第2項、第14条の2及び第32条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第98条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第37条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第117条第3項及びこの規則第41条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第98条第1項に規定する指定介護予

「防通所リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション」と、「第45条の3」とあるのは「第99条及び指定介護予防サービス等基準規則第38条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第118条及びこの規則第42条」と、第32条第5項中「第96条」とあるのは「第125条」と読み替えるものとする。

第52条を次のように改める。

(準用)

第52条 第5条、第6条、第8条、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指定短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第107条に規定する指定介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第108条第3項及び第4項並びに」と、「第14条第1項」とあるのは「第41条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第127条第3項及び第4項並びにこの規則第45条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第107条に規定する指定介護予防短期入所生活介護」と、「第45条の3」とあるのは「第110条及び指定介護予防サービス等基準規則第43条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第129条及びこの規則第47条」と読み替えるものとする。

第57条中「及び」を「及び指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)並びに」に改める。

第60条第1項を次のように改める。

第17条の2及び第17条の3の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第17条の2中「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「第53条第2項」とあるのは「第136条第2項」と、「基準該当介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、「第53条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第136条第1項に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防サービス等基準規則第14条第1項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第108条第4項及び指定介護予防サービス等基準規則第54条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「第14条第1項」とあるのは「条例第127条第4項及びこの規則第58条」と、第17条の3中「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者が基準該当介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護」と、「第45条の3」とあるのは「第139条の規定により読み替えて適用される指定介護予防サービス等基準条例第110条第3項及び指定介護予防サービス等基準規則第56条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第158条の規定により読み替えて適用される条例第129条第3項及びこの規則第59条」と読み替えるものとする。

第60条第2項中「第3条第5項及び第4条」を「第14条第2項及び第14条の2」に改める。

第62条第4号のア中「である」を「以上である」に改める。

第66条を次のように改める。

(準用)

第66条 第5条、第6条、第8条、第14条第2項、第14条の2及び第48条の規定は、指定短期入所療養介護の事業及び指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護」と、「ついでには、指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「ついでには、」と、「第14条第1項」とあるのは「第58条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「条例第45条第3項及び前項」とあるのは「第61条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準規則第59条」と、「条例第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第62条」と、第48条第5項中「第143条」とあるのは「第171条」と読み替えるものとする。

第70条第2項第2号のア中「次の(7)及び(4)に掲げる数を合計した数」を「常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1」に改め、(7)及び(4)を削る。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第75条中「第4条、第5条及び第8条」を「第5条、第8条及び第14条の2」に、「第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第5条第1項、第4項及び第5項中「第8条」とあるのは「第180条第1項」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」に、「とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例」を「とあるのは「」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防サービス等基準条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」に、「の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」を「」と、「第45条の3」に、「条例第7条」を「第52条において準用する条例第7条」に、「条例第179条」を「第179条」に改め、「と、

第5条第1項、第4項及び第5項中「第8条」とあるのは「第180条第1項」を削る。

第79条第1項中「中」を「中」「第8条」とあるのは「第8条に規定する重要事項」と、「第180条第1項」とあるのは「第198条に規定する事項」と、「」に改め、「と」「第8条」とあるのは「第8条に規定する重要事項」と、「第180条第1項」とあるのは「第198条に規定する事項」を削る。

第84条中「第4条から第6条まで及び第8条」を「第5条、第6条、第8条及び第14条の2」に、「第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」に、「とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例」を「とあるのは「」に、「指定介護予防訪問介護の」を「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」に、「の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」を「」と、「第45条の3」に、「、条例第7条」とあるのは「、条例」を「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「」に改める。

第85条第1項を次のように改める。

第17条の2及び第17条の3の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第17条の2中「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、「第53条第2項」とあるのは「第198条第2項」と、「基準該当介護予防訪問入浴介護（）」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与（）」と、「第53条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第198条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「指定介護予防サービス等基準規則第14条第1項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準規則第76条第1項」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「、第14条第1項」とあるのは「、第80条第1項」と、第17条の3中「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者が基準該当介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者が基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「第45条の3」とあるのは「第188条第1項及び指定介護予防サービス等基準規則第77条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第206条第1項及びこの規則第81条」と読み替えるものとする。

第85条第2項中「第4条」を「第14条の2」に改める。

第89条中「第4条から第6条まで」を「第5条、第6条、第14条の2」に、「第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」に、「とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例」を「とあるのは「」に、「指定介護予防訪問介護の」を「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」に、「の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」を「」と、「第45条の3」に、「、条例第7条」を「第52条」に、「、条例第224条において準用する条例第7条」を「第224条」に改める。

附則第13項及び第14項を削る。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第23号）の一部を次のように改正する。

「第2章 介護予防訪問介護

目次中 第1節 介護予防訪問介護（第3条―第9条） を「第2章 削除」に、「第17条」を「第16条」に、「第18条」を第2節 基準該当介護予防訪問介護（第10条―第13条）」

「第7章 介護予防通所介護

「第17条―第18条」に、 第1節 介護予防通所介護（第30条―第35条） を「第7章 削除」に改める。

第2節 基準該当介護予防通所介護（第36条）」

第2条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「法」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」に改め、同号を同条第1号とし、同条第4号を同条第2号とする。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第3条から第13条まで 削除

第14条に次の1項を加える。

2 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス等基準条例第44条に規定する指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第14条第1項に定める基準を満たすことをもって、条例第45条第3項及び前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

第14条の次に次の4条を加える。

(指定訪問入浴介護の事業と一体的に運営する場合の設備等の基準)

第14条の2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介

護予防訪問入浴介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合には、指定居宅サービス等基準条例第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条に定める基準を満たすことをもって、条例第45条の3に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(重要事項の提供に用いることのできる電磁的方法)

第14条の3 条例第45条の4第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、次に掲げる方法(以下この条及び次条において「電磁的方法」という。)とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項(条例第45条の4第1項に規定する重要事項をいう。以下この条及び次条において同じ。)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項の電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならぬ。

(電磁的方法による重要事項の提供の手続等)

第14条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第45条の4第2項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。

(1) 電磁的方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定による承諾をした利用申込者又はその家族から重要事項の提供を電磁的方法により受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(条例第45条の12の規則で定める計画)

第14条の5 条例第45条の12の規則で定める計画は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第83条の9第1号のハ及びニに規定する計画とする。

第15条第1項を削り、同条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける」を「条例第45条の16第2項の」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか」を「条例第45条の16第3項の規則で定める費用は」に、「の額の支払を利用者から受けることができる」を「とする」に改め、同項第1号中「以外」を「(条例第45条の6に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)以外」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第15条の次に次の1条を加える。

(サービス提供証明書の交付)

第15条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

第17条を削る。

第3章第2節中第18条の前に次の2条を加える。

(従業者)

第17条 基準該当訪問入浴介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第53条第2項に規定する基準該当訪問入浴介護事業者をいう。次条において同じ。)が基準該当訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第53条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。次条において同じ。)の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合には、指定居宅サービス等基準規則第14条第1項に定める基準を満たすことをもって、第14条第1項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当訪問入浴介護の事業と一体的に運営する場合の設備等の基準)

第17条の2 基準該当訪問入浴介護事業者が基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合には、指定居宅サービス等基準条例第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条に定める基準を満たすことをもって、条例第45条の3に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

第18条を次のように改める。

(基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の基準)

第18条 前2条に定めるもののほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節(第14条第2項及び第14条の2を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第15条第1項及び第15条の2を除く。)中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第15条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第54条の規定により読み替えて適用される」と、「指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に係る特例介護予防サービス費用基準額」と、第15条の2中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の」とする。

第20条第1項を削り、同条第2項中「は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける」を「(条例第56条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下この章において同じ。)は、条例第61条において準用する条例第45条の16第2項の」に、「に係る」を「(条例第55条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)に係る」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「指定介護予防訪問看護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか」を「条例第61条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は」に、「は、それに要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる」を「の交通費とする」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第21条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第63条第2号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問看護の目標
- (2) 前号の目標を達成するための具体的なサービスの内容
- (3) サービスの提供を行う期間
- (4) その他必要と認められる事項

第22条を次のように改める。

(準用)

第22条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで及び第15条の2の規定は、指定介護予防訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第55条に規定する指定訪問看護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第56条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第19条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第56条第3項及びこの規則第19条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第55条に規定する指定訪問看護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあり、及び「第45条の3」とあるのは「第58条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

第23条第1項を削り、同条第2項中「は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける」を「(条例第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)は、条例第70条において準用する条例第45条の16第2項の」に、「に係る」を「(条例第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか」を「条例第70条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は」に、「は、それに要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる」を「の交通費とする」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第25条を次のように改める。

(準用)

第25条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2及び第21条第1項の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第67条に規定する指定訪問リハビリテーション」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「第45条第3項及び介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第22号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。)第14条第1項」とあるのは「第68条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第66条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第67条に規定する指定訪問リハビリテーションの」と、「第52条において準用する指定

居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第69条」と、「第45条の3」とあるのは「第67条」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第72条第2号」と読み替えるものとする。

第27条第1項を削り、同条第2項中「は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける」を「(条例第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。第29条において同じ。)は、条例第78条において準用する条例第45条の16第2項の」に、「に係る」を「(条例第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下この条及び第29条において同じ。)に係る」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか」を「条例第78条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は」に、「の額の支払を利用者から受けることができる」を「とする」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第29条を次のように改める。

(準用)

第29条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業及び指定介護予防居宅療養管理指導事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第76条に規定する指定居宅療養管理指導」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「ついで、指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「ついで、」と、「第14条第1項」とあり、及び「第45条第3項及び前項」とあるのは「第26条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第76条に規定する指定居宅療養管理指導の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第78条」と、「第45条の3」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第30条から第36条まで 削除

第38条の次に次の1条を加える。

(利用料等の受領)

第38条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、条例第103条において準用する条例第45条の16第2項の利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 条例第103条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担にすることが適当と認められる費用

3 前項第2号に掲げる費用の取扱い等については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。)第118条の2第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第39条の次に次の1条を加える。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意事項)

第39条の2 条例第106条第1号の規則で定める手続は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第7号に規定する手続とする。

第40条を次のように改める。

(準用)

第40条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2及び第21条第1項の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護の」とあるのは「第116条に規定する指定通所リハビリテーションの」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第117条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第41条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第98条第3項及びこの規則第37条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーションの」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあ

るのは「第118条及び指定居宅サービス等基準規則第42条」と、「第45条の3」とあるのは「第99条及びこの規則第38条」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第105条第2号」と読み替えるものとする。

第44条第1項を削り、同条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける」を「条例第111条の2第2項の」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか」を「条例第111条の2第3項の規則で定める費用は」に、「額の支払を利用者から受けることができる」を「とする」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

第46条（見出しを含む。）中「第114条」を「第114条第1項」に改める。

第48条を次のように改める。

（準用）

第48条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2及び第21条第1項の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第126条に規定する指定短期入所生活介護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第127条第3項及び第4項並びに」と、「第14条第1項」とあるのは「第45条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第108条第3項及び第4項並びにこの規則第41条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第126条に規定する指定短期入所生活介護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第129条及び指定居宅サービス等基準規則第47条」と、「第45条の3」とあるのは「第110条及びこの規則第43条」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第119条第2号」と読み替えるものとする。

第53条中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」を「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第13条」を「第44条第1項」に改める。

第57条第1項を次のように改める。

第17条及び第17条の2の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第17条中「基準該当訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「第53条第2項」とあるのは「第154条第2項」と、「基準該当訪問入浴介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、「第53条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護」とあるのは「第154条第1項に規定する基準該当短期入所生活介護」と、「指定居宅サービス等基準規則第14条第1項」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第127条第4項及び指定居宅サービス等基準規則第58条」と、「第14条第1項」とあるのは「条例第108条第4項及びこの規則第54条」と、第17条の2中「基準該当訪問入浴介護事業者が基準該当訪問入浴介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第158条の規定により読み替えて適用される指定居宅サービス等基準条例第129条第3項及び指定居宅サービス等基準規則第59条」と、「第45条の3」とあるのは「第139条の規定により読み替えて適用される条例第110条第3項及びこの規則第56条」と読み替えるものとする。

第57条第2項中「第44条第1項」を削り、「第3条第5項及び第4条」を「第14条第2項及び第14条の2」に、「第44条第2項」を「第44条第1項」に、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」を「条例」とあるのは「条例第139条の規定により読み替えて適用される条例」に改め、「同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、「を削り、「第8条」を「第15条の2」に改める。

第59条第4号のA中「である」を「以上である」に改める。

第60条（見出しを含む。）中「第114条」を「第114条第1項」に改める。

第63条を次のように改める。

（準用）

第63条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2、第21条第1項及び第44条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第159条に規定する指定短期入所療養介護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「ついで、指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「ついで、」と、「第14条第1項」とあるのは「第61条」と、「条例第45条第3項及び前項」とあるのは「第58条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第159条に規定する指定短期入所療養介護の」と、「指定居宅サービス等基準条例第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定居宅サービス等基準規則第62条」と、「第45条の3」とあるのは「第59条」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第147条第2号」と、第44条第1項中「第111条の2第2項」とあるのは「第145条において準用する第111条の2第2項」と、同条第2項中「第111条の2第3項」とあるのは

「第145条において準用する第111条の2第3項」と読み替えるものとする。

第65条(見出しを含む。)中「第114条」を「第114条第1項」に改める。

第67条第1項第2号のア中「次の(7)及び(4)に掲げる数を合計した数」を「常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1」に改め、(7)及び(4)を削り、同条第2項第2号のア中「次の(7)及び(4)に掲げる数を合計した数」を「常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1」に改め、(7)及び(4)を削る。

第68条の次に次の1条を加える。

(重要事項の説明)

第68条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、条例第160条第1項に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該重要事項を記載した文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第160条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第160条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項の電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならぬ。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第1項の規定により条例第160条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。

(1) 電磁的方法のうち指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定による承諾をした利用申込者又はその家族から条例第160条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法により受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第69条第1項を削り、同条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける」を「条例第169条において準用する条例第45条の16第2項の」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか」を「条例第169条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は」に、「額の支払を利用者から受けることができる」を「とする」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第71条中「第4条、第5条及び第8条」を「第14条の2及び第15条の2」に、「第4条中「指定訪問介護事業者」を「第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」に、「指定訪問介護の」を「指定訪問入浴介護の」に改め、「の」と、「」の次に「第52条において準用する」を加え、「指定居宅サービス等基準条例第179条」を「第179条」に、「、条例第7条」を「第45条の3」に、「、条例第159条」を「第159条」に改め、「、第5条第1項、第4項及び第5項中「第8条」とあるのは「第160条第1項」と」を削る。

第74条第1号中「は、」の次に「指定居宅サービス事業者(指定居宅サービス等基準条例第2条第1項第3号に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)、」を加え、「又は」を「若しくは」に、「いう。))」を「いう。))」又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(次号において「指定事業者」という。))に改め、同条第2号中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護をいう。次号において同じ。)、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第84条に規定する指定通所介護をいう。同号において同じ。))」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「とする」を「並びに法第115条の45第1項第1号のイに規定する第一号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。次号において「指定第一号訪問事業」という。))に係るサービス及び同項第1号のロに規定する第一号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。次号において「指定第一号通所事業」という。))に係るサービスとする」に改め、同条第3号中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げるサービス」に改め、同号に次のように加える。

ア 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス

イ 指定通所介護又は指定第一号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス

ウ 指定介護予防訪問看護

第75条中「対する」を「対する第68条の2及び」に、「同条」を「第68条の2第1項中「第160条第1項に規定する重要事項」とあるの

は「第180条に規定する事項」と、「当該重要事項」とあるのは「当該事項」と、同条第3項及び第4項中「第160条第1項に規定する重要事項」とあるのは「第180条に規定する事項」と、第71条に改め、「第8条」とあるのは「第8条に規定する重要事項」と、「第160条第1項」とあるのは「第180条に規定する事項」とを削る。

第78条第1項を削り、同条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける」を「条例第188条の2第2項の」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか」を「条例第188条の2第3項の規則で定める費用は」に、「額の支払を利用者から受けることができる」を「とする」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項及び第5項を削る。

第80条中「第4条」を「第14条の2」に、「第6条まで、第8条」を「第14条の5まで、第15条の2」に、「第9条第1項」を「第21条第1項」に、「指定訪問介護事業者」を「指定訪問入浴介護事業者」に、「指定訪問介護の」を「指定訪問入浴介護の」に改め、「の」と、「」の次に「第52条において準用する」を加え、「指定居宅サービス等基準条例第206条第1項」を「第206条第1項」に、「、条例第7条」とあるのは「、」を「第45条の3」とあるのは「」に、「第39条第2号」を「第63条第2号」に改める。

第81条第1項を次のように改める。

第17条及び第17条の2の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第17条中「基準該当訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者」と、「第53条第2項」とあるのは「第216条第2項」と、「基準該当訪問入浴介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「第53条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護」とあるのは「第216条第1項に規定する基準該当福祉用具貸与」と、「指定居宅サービス等基準規則第14条第1項」とあるのは「指定居宅サービス等基準規則第80条第1項」と、「第14条第1項」とあるのは「第76条第1項」と、第17条の2中「基準該当訪問入浴介護事業者が基準該当訪問入浴介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者が基準該当福祉用具貸与」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第206条第1項及び指定居宅サービス等基準規則第81条」と、「第45条の3」とあるのは「第188条第1項及びこの規則第77条」と読み替えるものとする。

第81条第2項中「、第78条第1項」を削り、「第4条」を「第14条の2」に、「第78条第2項」を「第78条第1項」に、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」を「条例」に、「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「」を「条例第199条の規定により読み替えて適用される条例」と、「」に改め、「同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、「」を削り、「第8条」を「第15条の2」に改める。

第82条を次のように改める。

(条例第202条第2項の規則で定める費用)

第82条 条例第202条第2項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
- (2) 特定介護予防福祉用具(条例第200条に規定する特定介護予防福祉用具をいう。次条において同じ。)の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

第85条中「第4条」を「第14条の2」に、「第6条」を「第14条の5」に、「第9条第1項」を「第21条第1項」に、「指定訪問介護事業者」を「指定訪問入浴介護事業者」に、「指定訪問介護の」を「指定訪問入浴介護の」に、「指定居宅サービス等基準条例第7条」を「第52条」に、「指定居宅サービス等基準条例第224条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」を「第224条」に、「、条例第7条」とあるのは「、」を「第45条の3」とあるのは「」に、「第39条第2号」を「第63条第2号」に改める。

附則第12項及び第13項を削る。

(介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項及び第7項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「(サテライト型居住施設である場合に限る。)」を削り、「地域密着型特別養護老人ホーム」を「サテライト型居住施設」に改める。

第11条第7項中「。次項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。」を削り、同条第8項中「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)」を削り、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、「(第7項を除く。)」を削る。

附則第6項中「第2条第3項第9号の規定を適用する場合においては、同号のア中「ものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること」とあるのは、「こと」とするを「は、第2条第3項第9号のイの規定は、適用しない」に改める。

附則第7項中「の規定」を「及びイの規定」に改める。

附則第8項中「の規定」を「及びイの規定」に、「同ア」を「これらの規定」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下この項及び附則第8項において「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項及び附則第5項において「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項及び附則第9項において「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法（以下「法」という。）第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（附則第4項において「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定は、なお効力を有する。

(1) 第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（附則第5項において「旧指定居宅サービス等基準規則」という。）第3条第2項及び第5項、第4条、第10条第3項並びに第11条の規定

(2) 第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（以下「旧介護予防サービス等基準規則」という。）第2章の規定

3 前項第2号の規定によりなお効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準規則第3条第2項及び第5項並びに第4条の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号のイに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第2項	指定訪問介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）	法第115条の45第1項第1号のイに規定する第一号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下この条及び次条において同じ。）の事業	当該第一号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護及び当該第一号訪問事業
第3条第5項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第3条第1項から第4項までに定める	市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する
第4条	指定訪問介護事業者	前条第2項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第7条に定める	市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する

4 附則第2項第2号の規定によりなお効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準規則第10条第3項及び第11条の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と法第115条の45第1項第1号のイに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第3項	基準該当訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第41条第2項に規定する基準該当訪問介護事業者をいう。次条において同じ。）	法第115条の45第1項第1号のイに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第41条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。次条において同じ。）の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準規則第10条第1項及び第2項に定める	市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する
第11条	基準該当訪問介護事業者	前条第3項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	基準該当訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第7条に定める	市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（次項及び附則第9項において「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（附則第7項において「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なお効力を有する。
- (1) 旧指定居宅サービス等基準規則第3条第5項（第34条において準用する場合に限る。）、第4条（第34条において準用する場合に限る。）、第10条第3項（第40条第1項において準用する場合に限る。）、第11条（第40条第1項において準用する場合に限る。）、第30条第1項第3号、第34条及び第40条の規定
- (2) 旧介護予防サービス等基準規則第3条第5項（第35条において準用する場合に限る。）、第4条から第6条まで（第35条において準用する場合に限る。）、第8条（第35条において準用する場合に限る。）、第9条第1項（第35条において準用する場合に限る。）、第10条第3項（第36条第1項において準用する場合に限る。）、第11条（第36条第1項において準用する場合に限る。）、第7章及び第56条第3項の規定
- (3) 第4条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第11条第8項の規定
- 6 前項第2号の規定によりなお効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準規則第3条第5項（第35条において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）、第4条（第35条において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）及び第30条第1項第3号の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号のロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第5項	指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業者	法第115条の45第1項第1号のロに規定する第一号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定居宅サービス等基準条例第84条に規定する指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第85条第3項及び第4項並びに介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第30条に定める	市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する
第4条	指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業者	前条第5項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定居宅サービス等基準条例第84条に規定する指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第86条及び指定居宅サービス等基準規則第31条に定める	市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する

第30条第1項第3号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）	第3条第5項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第84条に規定する指定通所介護をいう。以下この号において同じ。）の事業	当該第一号通所事業
	指定介護予防通所介護及び指定通所介護	指定介護予防通所介護及び当該第一号通所事業

7 附則第5項第2号の規定によりなお効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準規則第10条第3項（第36条第1項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）、第11条（第36条第1項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）及び第30条第1項第3号（第36条第2項において読み替えて適用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号のロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第3項	基準該当通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第114条第2項に規定する基準該当通所介護事業者をいう。次条において同じ。）	法第115条の45第1項第1号のロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第114条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。次条において同じ。）の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第85条第3項及び指定居宅サービス等基準規則第30条に定める	市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する
第11条	基準該当通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第114条第2項に規定する基準該当通所介護事業者をいう。次条において同じ。）	前条第3項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第114条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。次条において同じ。）の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第85条第3項及び指定居宅サービス等基準規則第30条に定める	市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する
第30条第1項第3号	基準該当通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第114条第2項に規定する基準該当通所介護事業者をいう。）	第10条第3項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	基準該当通所介護（同条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下この号において同じ。）の事業	当該第一号通所事業
	基準該当介護予防通所介護及び基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護及び当該第一号通所事業

8 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護予防サービス等基準規則」という。）第74条第1号の規定の適用については、同号中「指定事業者（）」とあるのは、「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

9 新介護予防サービス等基準規則第74条第1号の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合における同条の規定の適用については、同条第2号中「指定通所介護をいう。次号において同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。次号において同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条による改正前の法（以下この号において「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この号において「旧

指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(次号において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(次号において「指定介護予防通所介護」という。))と、同条第3号のア中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同号のイ中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

介護支援課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則附則第2項第2号及び第5項第2号の規定によりなお効力を有するものとされた同規則第2条による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第25号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則附則第2項第2号及び第5項第2号の規定によりなお効力を有するものとされた同規則第2条による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則附則第2項第2号及び第5項第2号の規定によりなお効力を有するものとされた同規則第2条による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「前項」を「前項及び第5項」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所の常勤の訪問介護員等のうちから選任しなければならないサービス提供責任者の員数は、1(利用者の数が50を超える場合は、1に、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上とすることができる。この場合において、利用者の数が50を超える指定介護予防訪問介護事業所にあつては、常勤換算方法によることができる。

第35条及び第36条第2項中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

介護支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第122条第3号」を「第122条第2号」に改める。

第18条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「が地域」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(省令第94条の2に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第26条第1項において同じ。)が地域」に、「のうち」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護(同条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち」に、「第26条において同じ。)を提供」を「第26条第2項において同じ。)を提供」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所(同条)を「指定小規模多機能型居宅介護事業所(省令第94条の2)に、「以下この条及び第26条において同じ。)を基準該当生活介護事業所」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下この条及び第26条第2項において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所には」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等には」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(同条に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条及び第26条第2項において同じ。)にあつては、18人)」に改め、同条第2号中「指定小規模多機能型

「居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「15人」を「15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第18条第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第63条」を「第63条又は第171条」に改める。

第26条第1項中「とし」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者とし」に改め、同条第2項第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「9人」を「9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては、6人」に改め、同項第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第59条（見出しを含む。）中「第122条第3号」を「第122条第2号」に改める。

第60条第1項中「第122条第3号に規定する事業者」を「第122条第2号に規定する事業者」に改め、同項第2号中「第122条第3号」を「第122条第2号」に、「この条」を「この項」に改め、同項第4号のイ中「第122条第3号」を「第122条第2号」に改め、同号のイ中「第122条第3号」を「第122条第2号」に、「以下この条」を「次号」に改める。

附則第4項及び第5項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項、第59条（見出しを含む。）及び第60条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

障がい者支援課

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第27号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「次条及び第8条第2号において」を「以下」に改める。

第13条第1項中「第59条第2項」を「第59条第3項」に、「以下

この項」を「第3項」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第59条第3項の規定により定める主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

第19条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「第59条第3項」を「第59条第4項」に改める。

附則第4項中「が行う」を「又は同条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が行う」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

障がい者支援課

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第28号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成20年長野県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号のイの(イ)中「指定」を「指定（同条第3項の指定の更新を含む。ウ及び第19条において同じ。）」に改める。

第14条第1項中「第20条第1項」の次に「（同条第4項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）」を加え、「次条及び第16条において」を「以下」に改め、同条第4項第1号中「除く」を「除く。次項において同じ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第20条第3項の規定による再生輸送業の指定の更新を申請する者は、前項第1号の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、省令第9条の2第2項第1号から第3号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。

第14条に次の1項を加える。

6 条例第20条第3項の規定による再生活用業の指定の更新を申請する者は、前項第1号の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、省令第10条の4第2項第1号から第3号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。

第15条第1項中「の規則」を「（同条第4項及び条例第21条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則」に改め、同条第3項中「の規則」を「（同条第4項及び条例第21条第3項において準用する場合を含む。）の規則」に改める。

第17条第2項中「第14条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号及び第3項」に改め、同条第

3項中「第14条第4項」を「第14条第5項及び第6項」に、「同項第1号」を「同条第5項第1号及び第6項」に、「同項第2号」を「同条第5項第2号」に改める。

様式第4号の第1面及び様式第5号の第1面中「の規定」を「(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「の更新又は」を「、更新及び」に、「内容」を「変更の場合にあっては、その内容」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

資源循環推進課

通訳案内士法に基づき提出する書類の経路に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第29号

通訳案内士法に基づき提出する書類の経路に関する規則の一部を改正する規則

通訳案内士法に基づき提出する書類の経路に関する規則(昭和26年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

観光誘客課国際観光推進室

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第30号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

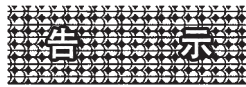
長野県都市公園規則(昭和41年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第8条第1項第9号」を「第8条第9号」に改め、同条第3号を削る。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課



選告示第10号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

平成27年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

表中

「	松本市梓川老人福祉センター	〃 梓川梓2293番地2	〃	」
	松本市四賀保健センター	〃 七嵐85番地2	〃	

を

「	松本市四賀保健センター	〃 七嵐85番地2	〃	」
---	-------------	-----------	---	---

に、

「	千曲市勤労青少年ホーム	千曲市大字杭瀬下1131番地3	千曲市選挙管理委員会	」
	千曲市更埴老人福祉センター	〃 大字杭瀬下1128	〃	
	千曲市あんずの里観光会館	〃 大字森1406番地1	〃	

を

「	千曲市あんずの里観光会館	千曲市大字森1406番地1	千曲市選挙管理委員会	」
---	--------------	---------------	------------	---

に、

「	豊丘村福祉センター	〃 豊丘村大字神稲369番地	豊丘村選挙管理委員会	」
---	-----------	----------------	------------	---